

令和5年度 第3回 郡上市地域公共交通会議 次第

日 時：令和6年1月12日（金）

15時30分～

場 所：郡上市産業プラザ 4階
交流ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

- | | | |
|-------|---|---------|
| 議案第1号 | 郡上市地域公共交通計画の評価について | ----資料1 |
| 議案第2号 | 令和5年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について（生活交通確保維持改善計画に基づく事業） | ----資料2 |
| 議案第3号 | 郡上市地域公共交通会議運賃協議会の設置に係る規程の制定及びこれに伴う郡上市地域公共交通会議要綱並びに郡上市地域公共交通会議幹事会規程の改正について | ----資料3 |

4. 報告事項

- | | | |
|-------|----------------------------------|---------|
| 報告第1号 | 美並北ルート・美並南ルート及び美並美濃線バス停の名称変更について | ----資料4 |
|-------|----------------------------------|---------|

5. その他

6. 情報交換

7. 閉 会

議案第 1 号

郡上市地域公共交通計画の評価について

上記について、郡上市地域公共交通会議要綱第 2 条の規定により、協議を求める。

協議理由

令和 5 年 1 2 月 1 8 日に開催した幹事会において、郡上市地域公共交通計画に掲げる各種取組みの令和 5 年度評価（事業の進捗及び目標の達成度評価）を行ったので、その結果について、郡上市地域公共交通会議要綱第 8 条の規定により郡上市地域公共交通会議に提案し、協議を求めるもの。

※評価の結果については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、主務大臣（国土交通大臣及び総務大臣）に送付する。

郡上市地域公共交通計画の事業評価について(報告)

幹事会【日時】令和5年12月18日(月) 10:00~12:00

【場所】郡上市産業プラザ 3階 301会議室

【出席者】(市民・利用者代表) 田中康裕、林克則、笠野信男

(交通事業者) 平岩憲政、尾藤安正、田中秀昭、佐々木綱行

郡上市地域公共交通会議幹事会による評価について、以下のとおり報告いたします。

①実施事業に対する幹事会からの意見等(まとめ)

基本方針	目標	幹事会の評価及び意見	
1.まちづくりと地域の実情を考えた移動手段の確保	【1】まちづくりと一体的な公共交通による地域活性化	B	・まめバスのエリアを広げるには、利便性のほか、経費の問題も併せて検討する必要がある。
	【2】地域の実情に合わせた移動手段の改善による利用者増加	A	・中部縦貫自動車道開通後の福井県との連携強化について、公共交通に係る具体策も含めて検討されたい。 ・評価にあたり、事業が実施中か実施済みなのかが分かりにくいため、明確に表記されたい。
	【3】地域住民との協働による取り組みの実施	A	・ライドシェアに対する郡上市の取り組みについて、明確化していく必要がある。
2.高齢者等が安心して暮らせる交通サービスの充実	【4】高齢者等が利用しやすい環境整備	B	・高齢者への公共交通の周知が不十分と考えられるため、今後各地域において取り組まれない。 ・高齢者の利用を促すために、駅や停車場にシニアカーが止められる場所が検討できないか。
3.観光需要に対応した交通サービスの充実	【5】観光需要の掘り起こしによる来訪者の増加	A	・長良川鉄道について市外、県外への発信を強化していく必要がある。 ・外国人向けの観光に特化した郡上市アプリの開発ができないか。
4.持続可能な公共交通の推進	【6】公共交通の利用促進の強化による意識向上	A	・高校生への助成制度や、新たに着手したバス情報のオープンデータ化など効果的な取り組みが進められている。 ・地域商店と連携した利用促進について、長良川鉄道でも検討できないか。
	【7】公共交通の運行の効率化	B	・長良川鉄道での通学強化を進めることが既存公共交通の運行の効率化につながる。
	【8】公共交通における脱炭素社会郡上の実現	C	-

②数値目標の評価(計画初年度時点「令和5年度」)

主たる目標	評価指標	数値目標		実績値 (対目標値との比率)	
		現況値	目標値	2022年度 (R4年度)	【参考】 2023年度 (R5年度) ※10月末
		2021年度 (R3年度)	2027年度 (R9年度)		
(1) まちづくりと一体的な公共交通による地域活性化	まめバスの利用者数	34,921人	50,000人	36,841人 (73.7%)	22,896人
(2) 地域の実情に合わせた移動手段の改善による地域活性化	路線バスの利用人数	174,421人	220,000人	187,620人 (85.2%)	118,016人
	長良川鉄道の利用人数	583,000人	713,000人	717,480人 (100.6%)	471,911人
(3) 地域住民との協働による取り組みの実施	ボランティア輸送や公共交通空白地有償運送等の導入地区数【ストック】	2地区	4地区	2地区 (50.0%)	2地区
(4) 高齢者等が利用しやすい環境整備	買物及び通院における65歳以上の自家用車使用率(住民アンケート)	77.6%	75.0%	-	-
(5) 観光需要の掘り起こしによる来訪者数の増加	観光列車「ながら」乗車人数	4,582人	10,000人	8,754人 (87.6%)	7,153人
(6) 公共交通の利用促進の強化による意識向上	民間路線バスの認知度(住民アンケート)	21.9%	30.0%	-	-
(7) 公共交通の運行の効率化	自主運行バスの認知度(住民アンケート)	20.9%	30.0%	-	-
(8) 公共交通における脱炭素社会郡上の実現	一人当たりの運行経費の平均(路線・自主バス)	1,750円	1,830円	1,678円 (95.8%)	-

【主たる目標に対する幹事会の意見等】

・特になし

③全体評価(総括)

幹事会において、郡上市地域公共交通計画の事業進捗評価及び達成評価を行った結果、本年度は計画の初年度ではあるものの、前計画(郡上市地域公共交通網形成計画)から継続している事業も多く、事業進捗や目標の達成状況ともに概ね計画どおりであることが確認できた。

しかしながら、高齢者サロンなど地域の意見等を聞き取る機会が十分でないなど、未実施の事業も散見されることから、可能な事業は早期に着手しながら目標達成に向けた取組みを進められたい。

郡上市地域公共交通計画事業実施一覧表(令和5年度)

基本方針	目標	事業の内容			2023(R5)年度		自己評価	委員評価
		取組項目(目標)	コード	主な事業内容	計画	実施		
1.まちづくりと地域の実情を考えた移動手段の確保	【1】まちづくりと一体的な公共交通による地域活性化	まちづくりに関連する計画との連携	111-1	「まめバス」の運行ルートの見直し	・乗降調査結果の分析と、課題の見える化、協議のたたき台検討。	・過去の見直し内容整理中。今後、令和2～3年度実施のOD調査結果を分析する予定。	B	B
		小さな拠点とネットワークの構築に向けた対応	112-1	道の駅「明宝」における乗り継ぎ等の交通拠点機能の向上	・振興事務所、関係機関との調整(小さな拠点としての方向性の検討)。	・過去に作成した道の駅明宝整備計画の見直しについて、振興事務所内部の協議及び指定管理者との協議を実施した。	B	
	【2】地域の実情に合わせた移動手段の改善による利用者増加	幹線・支線の路線網の維持・見直し	121-1	「和良巡回バス」の運行の見直し	・協議検討のための調査研究の実施。	・和良巡回バスの運行状況の分析、運転手への聞き取り、現状ダイヤの課題等の分析を実施した(地域内には、他に福祉有償運送、ボランティア運送などがあり、和良巡回バスの在り方を再検討する必要があることが分かった)。	A	A
		幹線・支線の路線網の維持・見直し	121-2	「やまとふれあいバス」の運行の見直し	・協議検討のための調査研究の実施。	・地域の実情把握として、年度末までに利用者に対して聞き取り調査を行う予定(どこからどこまでを利用し、どういった要望等あるのか調査)。	B	
		中部縦貫自動車道(福井県～岐阜県)の開通を見据えた福井県との連携強化	122-1	中部縦貫自動車道(福井県～岐阜県)の開通を見据えた福井県との連携強化	・情報収集、調査研究の実施。	・庁内において情報収集を実施したほか、白鳥振興プロジェクト(11回実施)において道の駅への導線を含めた受入体制を検討した。	B	
		白鳥地域の交通拠点のあり方について関係機関との協議	123-1	白鳥地域の交通拠点のあり方について関係機関との協議	・バス事業者との協議。	・年度内に交通事業者との協議を予定。	B	
		濃飛横断自動車道の広域幹線ルートの研究	124-1	濃飛横断自動車道の整備を見据えた広域幹線ルートの研究	・下呂駅発→郡上八幡駅着の継続運行。 ・和良地域の地域活性化や拠点施設等の検討、基本構想の策定。	・下呂温泉発 郡上八幡行き無料連絡バスを運行中(実績232人(R5.11月現在)) ・庁内ワーキンググループによる基本構想策定に向けた検討(3回)を実施し、年度内に策定を完了する予定。	A	
		交通拠点での乗り継ぎの向上	125-1	鉄道とバス、幹線と支線とのスムーズな乗り継ぎのためのダイヤ等の調整	・ダイヤ改正等にあわせて随時調整を実施。	・美濃白鳥駅における郡上八幡白鳥線とひるがの線の乗り継ぎ向上のため、ダイヤの見直しを検討(検討継続中)。	A	
		運行実態と利用ニーズに合った運行ダイヤへの見直し	126-1	高校通学や高齢者の通院に合わせた運行ダイヤの改善	・高齢者のニーズ調査(バス停位置見直し等)及び利用促進PR(サロン等)。	・おでかけモデルコース作成(大和地域)、ふるさとまつりにおける乗車体験(白鳥地域、美並地域、和良地域)による利用促進PRを実施した。 ・郡上八幡白鳥線・万場線、ひるがの線、明宝線・和良線について、市と交通事業者とで協議を行い、運行上効率が上がっていないと考えられる路線及びダイヤ等の見直しについて検討した。	A	
		定時定路線バスのデマンド化の協議	127-1	デマンド運行の実施に向けた地域住民等との協議	・和良巡回バス運行見直し(121-1)と合わせて検討。	・和良地域内における福祉有償運送の運行情報の収集を実施中。	B	
		運行ルートの見直しによる交通空白地の解消	128-1	運行ルートの見直しによる交通空白地の解消	・八幡町坪佐地区との協議。 ・その他状況に応じて交通空白地や交通不便地等の解消を検討。	・坪佐地区代表の対策委員会と協議を実施(9/13)し、亀尾島デマンドタクシーの考え方や手法をベースに検討していく事を確認した。今後、交通事業者との協議において課題を整理し、実現に向けた取組みを推進する。 ・交通空白地や交通不便地については、調査を継続中。	A	

基本方針	目標	事業の内容			2023(R5)年度		自己評価	委員評価
		取組項目(目標)	コード	主な事業内容	計画	実施		
1.まちづくりと地域の実情を考えた移動手段の確保	【3】地域住民との協働による取り組みの実施	自治会、各種団体等による利用の促進	131-1	自治会や地域団体等による公共交通の利用促進や応援する活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まめバスマップを活用した利用促進PR。 ・長良川鉄道沿線自治会による除草活動(長良川鉄道協力会事業)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通結節点である郡上八幡駅、城下町プラザへまめバスマップを配布した。まめバスマップの活用手法について検討継続中。 ・長良川鉄道沿線自治会による除草活動を実施した。(7/2,8/10)。危険箇所等の作業困難箇所について、長良川鉄道に除草作業を依頼した。 	A	A
			131-2	長良川鉄道協力会による見学会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・長良川鉄道協力会によるマイレール意識醸成のための乗車体験事業(長良川鉄道協力会事業)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小の遠足等で長良川鉄道利用助成を実施した(287人、幼保4園、小学校11校)。 ・長良川鉄道見学会を実施した(11日間、455人、幼保8園、小学校10校)。 ・R6.2/3に長良川鉄道乗車体験事業を実施予定(申込51人)。 ・長良川鉄道協力会の役員会を開催し、鉄道沿線以外の幼保小の児童が公共交通に親しむことができる方策の検討を行い、学校等の遠足時にバスを利用した際の助成について、市の方向性を明確にした。 	A	
		地域の懇談会等での地域ニーズの把握と協議	132-1	地域の懇談会等での利用実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロンや自治会、協議会等において聞き取りを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高鷲地域協議会において、公共交通のあり方を検討した。 ・まちづくりに関する市民アンケート(2,000人対象、回答者1,007人、回収率50.4%)を実施し、公共交通の確保に関する市民の認識を把握(市内外ともに確保15.1%、市外のみ確保6.3%、市内のみ確保12.7%、確保されていない35.8%、分からない・無回答30.1%) 	B	
		地域団体等による移動手段の導入	133-1	公共交通を補完する地域団体等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地の解消や円滑な利用を目指すため、地域で移動手段を確保できるNPO法人などの組織の育成等について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライドシェア議論の急速な高まりに伴い、自家用有償旅客運送を含めた移動手段の状況に係る調査が増加しているため、市内のタクシー事業者4社に利用の現状について聞き取り調査を実施した。南部2社は供給力不足、北部2社は需要不足の状況である。 	B	
			133-2	ボランティア輸送や公共交通空白地有償運送等の導入に向けた協議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等の育成(133-1)と合わせて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等の育成(133-1)に記載の状況のとおり。 	B	

基本方針	目標	事業の内容			2023(R5)年度		自己評価	委員評価
		取組項目(目標)	コード	主な事業内容	計画	実施		
2.高齢者等が安心して暮らせる交通サービスの充実	【4】高齢者等が利用しやすい環境整備	高齢者等の日常生活のための路線の維持	241-1	高齢者等の利用実態に合う自主運行バスの運行	・シニアクラブ連合会、高齢者サロン等における聞き取り、利用促進PR	・シニアクラブ連合会、高齢者サロンでの聞き取りについては、現時点で未実施。	C	B
		高齢福祉部局等との定期的な会議の開催	242-1	高齢福祉部局等との定期的な会議の開催	・福祉部局との定期的な協議を実施(公共交通担当者が福祉関連の会議へ参画)	・福祉部局との定期的な協議(公共交通担当者が福祉関連の会議へ参画)については、現時点で未実施。	C	
		車両のバリアフリー化	243-1	車両のバリアフリー化	・ユニバーサルデザインタクシー導入支援補助金の継続	・ユニバーサルデザインタクシー導入支援補助金を継続している。11月末現在で補助金申請は0件となっているが、今後1社が導入、申請を予定している。	B	
		高齢者等への乗り方などの情報提供	244-1	高齢者等への移動サービスや公共交通の乗り方等の周知	・シニアクラブ連合会、高齢者サロン等における利用促進PR	・シニアクラブ連合会、高齢者サロン等における利用促進PRについては未実施	C	
		高齢者等の移動手段の確保・外出支援	245-1	公共交通と福祉それぞれのサービスによる高齢者等の移動手段の確保	・高齢者サロン等における聞き取り、利用促進PR ・住民主体型の移送サービスの検討	・高齢者サロンにおける聞き取り、利用促進PRについては未実施 ・高鷲地域協議会において、公共交通の現状把握や課題の協議を行う中で、ライドシェアの研究も含め、住民主体の移送サービスについて検討した。	B	
			245-2	移動が困難な高齢者等に対する交通費助成制度の継続実施	・事業の継続実施(在宅高齢者交通費助成、在宅障がい者交通費助成)	・下記事業を実施した。 在宅高齢者交通費助成(実利用者数9人、延べ利用回数163回、379,580円)(R5.11月末現在) 在宅障がい者交通費助成(実利用者数92人、延べ利用回数6,241回、1,471,184円)(R5.10月末現在)	A	
			245-3	長良川鉄道シルバー会員制度によるおでかけ支援	・広報郡上への記事掲載やサロン等での会員制度のPR	・令和5年度シルバー会員新規入会52人、更新34人、利用実績376人(R5.10月末現在) ・広報3月号において、高齢者に対する支援メニューを一括で掲載予定。	B	
		免許返納者への利用促進の継続実施	246-1	免許返納者への公共交通の利用促進	・高齢者への周知活動の実施	・免許返納者への優遇制度は継続 ・広報3月号において、高齢者に対する支援メニューを一括で掲載予定。	B	

基本方針	目標	事業の内容			2023(R5)年度		自己評価	委員評価
		取組項目(目標)	コード	主な事業内容	計画	実施		
3.観光需要に対応した交通サービスの充実	【5】観光需要の掘り起こしによる来訪者の増加	わかりやすい案内表示等の実施	351-1	交通拠点における案内表示看板の改修	・観光ニーズの優先度が高い施設より案内表示を改修	・郡上八幡駅に設置しているバス乗り換えを含む案内看板を現状にあわせて更新した。	B	A
			351-2	公共交通を利用する訪日外国人への対応	・他の表示事例の調査研究。	・グーグルマップ路線検索に対応したためバスのオープンデータ化を実施(12月)し、ローマ字による表記及び主要箇所は英語表記を追記した。	B	
		回遊性向上に向けたDMO等との連携	352-1	交通と観光の情報及びデータ連携に向けた郡上市観光連盟等との協議	—	—	—	
		広域幹線路線からの2次交通の確保	353-1	ひるがの高原SAバス停との接続性を高める路線運行の見直し	・協議検討のための調査研究の実施。	・高鷲地域のタクシー事業者の観光利用状況を調査した(月に1回程度の利用)。今後、地域協議会等の公共交通を協議する場や、各観光事業者、交通事業者からの意見等も踏まえ、地域住民の利用も含めて観光客の利便性を検討予定。	B	
			353-2	郡上スノーシャトルバス(冬期限定)の運行	・スノーシャトルバス本格運行に向けたスキー場関係者等による協議検討	・観光連盟、スキー場関係者、バス事業者での協議を経て、JR岐阜駅からホテルフェアフィールド・バイ・マリオットを經由しダイナランド・鷲ヶ岳スキー場間を送迎する「GUJOスノーシャトル」の運行を有料で開始した(運行期間:R5.12.23~R6.2.29)。	A	
		観光客への情報発信	354-1	公共交通情報と観光情報がリンクした情報発信	・オープンデータの随時更新(見直し)	・(一社)郡上市観光連盟作成HP「TABITABI郡上」において県外・市外から公共交通でのアクセスを一部掲載している。今後、市HPの公共交通サイト見直しにあわせてリンク等を検討していく。	B	
		タクシーの利用促進	355-1	タクシーを活用した観光周遊サービスの提供	・タクシーを活用した観光サービスの造成に向けたモデルコース等検討	・観光列車「ながら」オプションツアーとして、郡上八幡駅を出発点とする貸切タクシープラン設定し実施した(5件、11人)。	A	
長良川鉄道の観光利用促進	356-1	長良川鉄道と観光施設が連携したツアーの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・観光列車「ながら」料理リニューアル運行 ・観光列車「ながら」オプションツアーとして貸切タクシープラン設定 ・「おくみの」号企画 第二弾、桜ライトアップ・夜行列車運行 ・「川風」号 新料理提供 おぼんざい列車 ・新ラッピング列車運行 長良川生物のオブジェ展示、親子で学ぶ体験列車運行 ・鮎料理列車 ・ながらマörderミステリー列車運行(6月・7月) ・貸切サイクリング列車運行 ・サイクリングツアー、モデルコース商品造成 ・観光列車おもてなし事業(無料ガイドの実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光列車「ながら」料理リニューアル運行(928人:R5.10月末現在) ・観光列車「ながら」オプションツアーとして貸切タクシープラン設定(5件、11人) ・「おくみの」号企画 第二弾、桜ライトアップ(加茂野駅、関駅で実施) ・夜行列車運行(R5.12/16実施予定、22人申込済) ・「川風」号 新料理提供 おぼんざい列車(4回、80人) ・新ラッピング列車運行(わくわく探検号R5.9/17出発式) ・鮎料理列車(6回、64人) ・ながらマörderミステリー列車運行(1回、17人) ・貸切サイクリング列車運行(雨天中止) ・サイクリングツアー、モデルコース商品造成 ⇒未実施 ・観光列車おもてなし事業(無料ガイド) ⇒未実施 	A			

基本方針	目標	事業の内容			2023(R5)年度		自己評価	委員評価
		取組項目(目標)	コード	主な事業内容	計画	実施		
4.持続可能な公共交通の推進	【6】公共交通の利用促進の強化による意識向上	高校生の通学利用促進	461-1	高校入学説明会の実施や高校新入学生を対象とした公共交通試乗体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> 高校入学説明会での周知、定期券事前受付の実施(R6.3月) 新1年生への無料試乗券配布(R5.4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 高校新入学生の入学説明会時にブースを設置し、交通事業者とともに無料試乗券の配布、定期券予約受付を実施(R6年3月中旬開催予定)。 	A	A
			461-2	市内高校生通学助成補助の継続	<ul style="list-style-type: none"> 事業の継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を継続実施している。R5年4月～10月の間で、郡上高校642人、郡上北高校428人 計1,070人(延べ人数)に補助金を交付している。 	A	
		乗車体験イベントの継続実施	462-1	各地域におけるイベント等での公共交通の周知活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとまつり等での周知の実施 高齢者を対象とした周知活動 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとまつりにおいて乗車体験(白鳥地域、美並地域、和良地域)による利用促進PRを実施した。 	B	
			462-2	小・中学生への乗り方教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による乗り方教室の実施 公民館事業等と連携した乗車体験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 大中地区公民館(白鳥地域)の地域散策事業において、交通事業者(白鳥交通)の路線バスを活用し、参加者にあゆパークまでの乗車体験を実施した(6/25)。復路は、長良川鉄道を利用し、路線バスと鉄道の乗り方を学んでいただいた。 	A	
		公共交通の効果的な情報提供の実施	463-1	おでかけモデルルート等を盛り込んだ時刻表等の定期的な周知の実施	<ul style="list-style-type: none"> チラシの配布等定期的なPRの実施 市ホームページへの情報掲載による周知 	<ul style="list-style-type: none"> 大和地域において、地域情報誌「まるつとやまと」に公共交通の案内や活用事例などを掲載し配布した。今後も定期的の実施するとともに、他地域においても乗り方やモデルコース周知の方策を検討する。 	B	
			463-2	MaaSの導入に向けたバスデータの整備	<ul style="list-style-type: none"> まめバスデータの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 12/8に県のDX支援アドバイザー派遣事業を活用し、アドバイザーからGTFSデータの作成指導を受け、グーグルマップ路線検索に対応したまめバスのオープンデータ化を実施した(R5年度内にまめバスのデータ整備完了予定)。R6年度以降も随時データ整備を行っていく。 	A	
		地域の商店や事業者等と連携した利用促進	464-1	地域の商店等と連携した公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興事務所とも協力し、公共交通を応援してくれる事業者を募集 	<ul style="list-style-type: none"> 八幡地域において、まめバスにおける商店割引(まめバス降車時に運転手から「乗車証明書」をもらい、会計時に証明書を渡すと、次回会計時にポイントが追加される券を配布)を継続実施している(1店舗)。また、別の5店舗では、まめバス利用者に「さつきカード」のポイントを付与するサービスを行っている。今後は、他地域においても地域の店舗等と連携し、公共交通の利用促進を図っていく。 	B	

基本方針	目標	事業の内容			2023(R5)年度		自己評価	委員評価
		取組項目(目標)	コード	主な事業内容	計画	実施		
4.持続可能な公共交通の推進	【7】公共交通の運行の効率化	運行経費の適正化	471-1	利用実態に合わせた運行ルート、ダイヤの見直しの検討	・運行実態の分析	・毎月、自主運行バス及び事業者が運行する路線バス・デマンド交通の実績を取りまとめ、運行経費や運賃収入等を分析している。今後、利用頻度が著しく低い路線や系統については、ダイヤ改正や路線の見直しも検討していく。	B	B
		バス車両の小型化	472-1	利用実態を踏まえた車両サイズの適正化	—	—	—	
		路線バス等での通学利用の促進	473-1	民間路線バス、自主運行バスの通学利用の促進	・教育委員会、学校等との協議の実施	・白鳥中学校の、スクールバス大方面を利用している生徒について、郡上八幡白鳥線へ転換する案の協議を実施した(10/11)。課題として、歩道のないバス停の安全面や、ダイヤや路線と学校時間の調整などが挙げられた。今後は、これらの課題について学校や事業者などの関係者と調整を行い、実現可能性も含め検討を進めていく。	A	
		運行体制の強化	474-1	高齢化が進むバス・タクシー乗務員の確保対策	・公共交通運転免許取得助成の継続実施	・大型一種免許、及び二種免許取得助成を継続実施している。11月末現在で補助金申請は0件だが、今後1社で免許取得及び申請を予定している。 ・二種免許保持者獲得方策の一環として、自衛隊岐阜地方協力本部郡上地域事務所への聞き取りを実施(自衛隊援護課における退職する隊員の再就職あっせんの仕組みを確認)。	B	
			474-2	自主運行バスとスクールバス等の運転業務の効率化	・委託業務の統合等についての検討及び検討結果に基づくR6～R8年度を期間とする委託業務のプロポーザルの実施	・令和6年度予算編成とともに、現在の自主運行バス及びスクールバス委託の仕様書及び積算等を精査し、プロポーザルスケジュールを作成した。今後、業務委託を発注する路線の統合等について調整予定。	A	
		長良川鉄道の効率的かつ効果的な運行についての調査研究	475-1	沿線市町及び関係機関との協議の実施	・沿線市町と共同で長良川鉄道の今後のあり方について調査研究・協議(継続)	・沿線4市1町による担当者会議を開催(3回)し、長良川鉄道の今後のあり方への検討に加え、利用促進策について協議を進めている。今後、担当課長会や経営安定対策委員会を開催し、方向性について協議を詰めていく予定。	B	
		長良川鉄道の利用促進	476-1	長良川鉄道・路線バスと運輸事業者による貨客混載の促進	・事業の継続実施(ヤマト運輸(鉄道・バス)、JAめぐみの(鉄道))	・貨客混載事業を継続実施している。 長良川鉄道:ヤマト運輸123日、JAめぐみの産直便8日 和良線:ヤマト運輸136日 (11月末現在実績)	A	
	【8】公共交通における脱炭素社会郡上の実現	二酸化炭素削減を意識した公共交通の利用促進	481-1	二酸化炭素削減を意識した公共交通の優位性に関する広報の実施	・調査研究の実施	・現時点で調査研究は未着手。	C	C
		公共交通への電気自動車等の導入研究	482-1	電気自動車等の低炭素車両導入に向けた調査研究の実施	—	—	—	

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

郡上市地域公共交通計画の評価等結果（2023（令和5）年4月～2024（令和6）年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
まめバスの利用者数 2021年度 34,921人 →2027年度 50,000人	「まめバス」運行ルートの見直し、免許返納者への公共交通の利用促進、公共交通情報と観光情報がリンクした情報発信等	年度末のまめバス利用者数を集計	まめバスの利用者数 36,841人（2022年度） ※参考：2022年10月～2023年9月の利用人数は36,791人 ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、観光客が徐々に回復基調にあることも利用者が上向き傾向にある要因のひとつとなっている。	・2021年度-2022年度対比において利用者が約2,000人増加している。まめバスは八幡市街地を循環するバスのため、観光入込客の回復に伴って利用者の一定の増加は見込めることから、市民利用をいかに増やしていくかが課題である。そのために、運行の見直しも含めた現状分析や、免許返納者へのPRを進めながら、運行ルート上にある商店等と協力した利用促進策を進めていく。	
路線バスの利用人数 2021年度 174,421人 →2027年度 220,000人	高校通学や高齢者の通院に合わせたダイヤの改善、鉄道とバス・幹線と支線とのスムーズな乗り継ぎのためのダイヤ等の調整、民間路線バス・自主運行バスの通学利用の促進等	年度末の市内路線バス（79条路線及び4条路線）利用者数を集計	路線バスの利用人数 187,620人（2022年度） ※参考：2022年10月～2023年9月の利用人数は189,651人 ・幹線交通及び主要支線交通の利用者の多くを高校生の通学が占めていることから、就学状況に左右される傾向がある。	・利用人数の増加は評価できるものの、利用者の多くを高校生の通学が占めており、利用人数の増減は高校生の居住エリアにも依拠することから、今後の推移を注視するとともに、引き続き市内高校の入学説明会の機会を捉え、助成制度の説明や無料乗車体験等を実施し利用者の獲得に努めていく。 ・一方、通学以外の利用者は、子どもや家用車を運転しない高齢者等が多い。このため、高齢者のニーズを把握するとともに、より良いダイヤが設定できる場合は改善に努めていく。また、子どもの頃から公共交通に親しむことができる取組み（学校利用へ助成等）や、スクールバスを含めた一体的な見直しについても検討していく。	
長良川鉄道の利用人数 2021年度 583,000人 →2027年度 713,000人	長良川鉄道協力会による見学会等の開催、長良川鉄道と観光施設が連携したツアーの実施等	年度末の長良川鉄道利用者数を集計	長良川鉄道の利用人数 717,480人（2022年度） ※参考：2022年10月～2023年9月の利用人数は729,324人 ・利用者の約55%が通学定期によるものであり、利用状況を左右する基盤は学生となっている。計画に掲げる取組みにより、いかに観光客を含めた一般利用を増加させるかが課題である。	・2022年度時点の実績において2027年度の目標値を達成しているものの、半数以上が通学定期での利用であり、学生数に依拠することから利用状況や沿線市町の人口について注視していく。また、観光列車「ながら」も含め、増加が見込まれる観光利用に対して沿線市町が協力しつつ、観光施設と連携した企画列車の運行等を行い利用者の増加を図る。	

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
ボランティア輸送や交通空白地有償運送等の導入地区数【ストック】 2021年度 2地区 →2027年度 4地区	公共交通を補完する地域団体等の育成、ボランティア輸送や公共交通空白地有償運送等の導入に向けた地域等との協議 等	ボランティア輸送又は交通空白地有償運送を導入している地区数を掲載	ボランティア輸送や交通空白地有償運送等の導入地区数【ストック】 2地区（2022年度増減なし） ・現状としては、新たなボランティアやNPO等による導入に向けた協議等はない状況である。現在、国においてライドシェアに関する議論が進められており、今後その推移に注視する必要がある。	・新たに導入した地区はないものの、現状の2地区においては事業継続していることから、必要な地区での取組みは確保できているものと評価する。 ・今後、ライドシェアに関する議論が急速に進展することも考えられるため、関連する情報を注視するとともに、交通空白地解消に関する検討については、各地域の協議の場において進めていく。	
買物及び通院における65歳以上の自家用車使用率（住民アンケート） 2022年度 77.6% →2027年度 75.0%	高齢者等の利用実態に合う自主運行バスの運行、長良川鉄道シルバー会員制度によるおでかけ支援、免許返納者への公共交通の利用促進 等	公共交通に関する市民アンケート（市独自調査）による	—	・計画期間の中間と終期にアンケートを予定しており、現時点では評価ができないものの、高齢化率は年々上昇していくことから、「目標を達成するための取組」に示す事業を中心に進めながら公共交通機関の利用促進を図るとともに、高齢者の外出機会の確保や交通事故防止に努めていく。	アンケートについては、2025年度及び2027年度に実施を予定している。
観光列車「ながら」乗車人数 2021年度 4,582人 →2027年度 10,000人	長良川鉄道と観光施設が連携したツアーの実施等	年度末の長良川鉄道利用者数のうち観光列車「ながら」利用者数を抽出	観光列車「ながら」乗車人数 8,754人（2022年度） ・2021年度対比で利用客が3,235人増加しており、観光客が戻りつつある。特に、一般募集の運行において、前年度比較で運行日数は108%、利用人数は161%となっている。	・国内外の観光マインドの回復とともに利用人数が増加しており、目標達成に向けて順調である。長良川鉄道としての企画はもちろんのこと、長良川鉄道と沿線市町が連携し、観光利用を促進する取組みを進めていく。	
民間路線バスの認知度（住民アンケートによる運行状況把握） 2021年度 21.9% →2027年度 30.0%	高校入学説明会の実施や高校新生を対象とした公共交通試乗体験の実施、各地域におけるイベント等での公共交通の周知活動の実施 等	公共交通に関する市民アンケート（市独自調査）による	—	・計画期間の中間と終期にアンケートを予定しており、現時点では評価ができないものの、民間路線バス、自主運行バスともに認知度は高いと言えないことから「目標を達成するための取組」を複合的に進め、認知度を高めていく。	アンケートについては、2025年度及び2027年度に実施を予定している。
自主運行バスの認知度（住民アンケートによる運行状況把握） 2021年度 20.9% →2027年度 30.0%	各地域におけるイベント等での公共交通の周知活動の実施、おでかけモデルルート等を盛り込んだ時刻表等の定期的な周知、地域の商店と連携した公共交通の利用促進 等	公共交通に関する市民アンケート（市独自調査）による	—		アンケートについては、2025年度及び2027年度に実施を予定している。
一人あたりの運行経費の平均（路線・自主バス） 2021年度 1,750円 →2027年度 1,830円	利用実態に合わせた運行ルート・ダイヤの見直しの検討、民間路線バス・自主運行バスの通学利用の促進 等	年度末集計の路線・自主運行バスの運行経費を利用人数で除した数値	一人あたりの運行経費の平均（路線・自主バス） 1,678円（2022年度） ・2021年度対比で利用者数13,199人（7.6%）の増加に対して運行経費は7,403,280円（2.4%）増加している。	・費用が一定程度増加したものの利用者也増加していることから、利用者一人あたりの費用は抑制することができた。今後、民間路線バス・自主運行バスの通学利用について検討を進め、公共交通機関とスクールバスを含めた運行の効率化を図りながら、公共交通の持続に努めていく。	

令和5年度 郡上市地域公共交通会議幹事会での事業評価方法について

1. 幹事会の委員について

郡上市地域公共交通会議幹事会は、郡上市地域公共交通会議委員である民間事業者（4社）と市民・利用者代表（7地域委員＋公募委員2名）の合計13名で構成し、郡上市地域公共交通に掲げる事業評価を実施する役割を担っていただきます。なお、幹事会委員のうち、市民・利用者代表委員は隔年交代としており、今年度は、大和、高鷲、明宝選出の委員及び公募委員から加藤亮太委員に出席をお願いしております。

幹事会では、それぞれの立場で本年度の事業の評価を行っていただくとともに、民間事業者の方は苦勞していることや事業展開上の課題、公共交通の担い手として事業者自身ができることは何かなどの観点から、また、市民・利用者代表の方には、利用者の視点から、わかりやすさ、使いやすさ、利便性などに加え、持続的な公共交通のために市民・利用者として何ができるかなどの観点からご意見・ご提案をいただければと思います。

2. 評価対象と評価方法について

計画していた事業内容に対して、計画通り実施できているかの進捗を評価します。事業実施内容は、民間事業者、行政（企画課、福祉部局、観光課等関係課）を含めた郡上市全体の動き（実施内容）を記載しています。

評価となる進捗状況の対象期間は、“計画当初から現時点までの進捗に対し評価”とします（但し、本年度は郡上市地域公共交通計画期間の初年度であることから、単年度の進捗状況となります）。各事業に対する委員の評価と意見については、直近の地域公共交通会議で幹事長から報告していただくとともに、地域公共交通会議での意見等も踏まえて来年度以降の事業に反映させていただきます。

【各事業の進捗状況区分】	S 優れて達成している
	A やや優れて計画通りできた
	B 概ね計画通りできている
	C やや達成が不十分
	D 全く達成できていない

○ 郡上市地域公共交通計画の達成状況の評価

計画の達成状況の評価は目標値において判断するものとし、計画に掲げている目標値のその時点での実績値をもって計画の評価とします。

【 目標値 】

※（％）は2021年度現状値と比較した割合

評価指標	数値目標				目標 (1)	目標 (2)	目標 (3)	目標 (4)	目標 (5)	目標 (6)	目標 (7)	目標 (8)
	現況値 2021 年度	実績値 2022 年度	実績値 2023 年度 (10月末)	目標値 2027 年度	まちづく りと一体 的な公共 交通によ る地域活 性化	地域の実 情に合わ せた移動 手段の改 善による 利用者増 加	地域住民 との協働 による取 り組みの 実施	高齢者等 が利用し やすい環 境整備	観光需要 の掘り起 こしによ る来訪者 数の増加	公共交通 の利用促 進の強化 による意 識向上	公共交通 の運行の 効率化	公共交通 における 脱炭素社 会郡上の 実現
まめバスの利用者数	34,921 人	36,841 人 (105.4%)	22,896 人	50,000 人	●	○	○	○	○	○	○	※広報活動や調査・研究が取り組みの中心であるため数値目標は設けない。
路線バスの利用人数	174,421 人	187,620 人 (107.6%)	118,016 人	220,000 人	○	●	○	○	○	○	○	
長良川鉄道の利用人数 (沿線全域)	583,000 人	717,480 人 (123.1%)	471,911 人	713,000 人		●	○	○	○	○	○	
ボランティア輸送や 公共交通空白地有償 運送等の導入地区数 【ストック】	2地区	2地区 (100%)	2地区	4地区	○		●	○				
買物及び通院における65 歳以上の自家用車使用率 (住民アンケート)	77.6%	-	-	75.0%		○	○	●		○		
観光列車「ながら」 乗車人数	4,582 人	8,754 人 (191.1%)	7,153 人	10,000 人					●	○		
民間路線バスの認知度 (住民アンケート)	21.9%	-	-	30.0%	○	○	○	○		●		
自主運行バスの認知度 (住民アンケート)	20.9%	-	-	30.0%	○	○	○	○		●		
一人あたりの運行経 費の平均 (路線・自主バス)	1,750円	1,678円 (95.9%)	-	1,830円		○					●	

3. 事業の検証・評価の流れについて

- ① 幹事会の意見をまとめていただく幹事長（座長）を選出いたします。
- ② 事業計画一覧に基づいて事務局が概要説明をさせていただきます。
- ③ 事務局説明の後、委員の方には、事務局が記載した「自己評価」を参考として、目標（【1】～【8】）毎に「評価」、「意見」を述べていただきます。その際、別途配布させていただきます「評価シート」を活用ください（評価後にご提出いただきます）。
※事業によっては定量的に評価できないものもありますので、委員のご意見を基に評価を行っていきます。
- ④ 今回の幹事会での評価結果を事務局で取りまとめ、令和6年1月12日に開催する郡上市地域公共交通会議において、幹事長より報告を行っていただきます。

議案第 2 号

令和 5 年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

上記について、郡上市地域公共交通会議要綱第 2 条の規定により、協議を求める。

協議理由

令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）に実施した国庫補助対象事業について、目標の達成状況、効果を評価し、その結果を「地域公共交通確保維持改善に関する事業評価」として中部運輸局に提出するため、協議を求めるもの。

○国庫補助対象路線【地域内フィーダー系統】

- | | |
|-----------------------------|------|
| ・郡上市美並巡回バス（美並北ルート、美並南ルート） | 2 路線 |
| ・（有）八幡観光バス（和良線 2 路線と明宝線の一部） | 3 路線 |

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 郡上市地域公共交通会議

評価対象事業名: 生活交通確保維持改善事業(地域フィーダー系統確保維持計画)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】	【系統名・航路名・設備名、運行(航)区間、整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助(調査検討の経費を除く。)を受けている場合は、その旨記載)】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価 【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を記載】	A・B・C評価 【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】	【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
郡上市	<p><運行系統名></p> <p>美並巡回バス 美並北ルート</p> <p>(運行区間)</p> <p>さつき苑～ばんの内科～美並庁舎</p>	<p>美並巡回バスの南北ルートともに、利便性や効率性の観点から令和3年1月に運行ルートを拡大(見直し)し運行を継続しており、これを踏まえて令和5年度計画においては、「運行見直し後の状況考察」、「利用実態の把握」、「利便性の向上」などに関する事業を盛り込んでいる。</p> <p>このように、令和5年度計画、及び令和4年度評価における事業の今後の改善点を踏まえ、評価対象期間においては、公共交通ハンドブック(美並地域版)を用いた周知啓発のほか、巡回バスから八幡町及び美濃市までの乗り継ぎ案内を作成し、時刻表とともに地域内の各世帯へ配布し「利用促進」に努めた。乗り継ぎ案内には、便や停留所、発車時刻を書き込めるようにし、利用者個人に合わせた利用ガイドを作ることができるような仕様にした。このほか、市の公共交通施策全体のなかで、公共交通計画の策定を通じて「利用実態の把握」を行うとともに、「利便性の向上」に資する意見を聴取し、今後につなげる取り組みを実施した。</p>	A 計画どおり事業は適切に実施された。	B 【目標値】利用者1,000人 【実績値】利用者466人(46.6%) <運行回数>384回	<p>利用実績は、目標値に対して▲534人(半数以下)と目標を大幅に下回る結果となり、目標達成には至らなかった。前年度比較においても、利用者が▲16.1%(▲90人)となっており、幹線交通を除く市内路線バス全体の利用者の減少が▲3.7%であることと比較すると、利用者の減少が顕著となっている。減少理由については、明確な要因を特定できていないことから、今後の各種取組みとあわせて、ニーズや改善点の洗い出を行い、対策を検討していく必要がある。</p> <p>高齢者サロンや地域の懇談会等において公共交通に対する利用者のニーズを把握し、地域と一緒により良い運行に向けての検討を進めていく。ふるさと祭りなど地域住民が集う場での巡回バスの乗車体験の実施、巡回バスを利用したモデルコースの作成と学校の長期休みの時期にあわせた周知により、バスに親しむ機会を増やし、利用者の裾野を広げる。</p>
郡上市	<p><運行系統名></p> <p>美並巡回バス 美並南ルート</p> <p>(運行区間)</p> <p>美並庁舎～木尾駅～さつき苑</p>	<p>美並巡回バスの南北ルートともに、利便性や効率性の観点から令和3年1月に運行ルートを拡大(見直し)し運行を継続しており、これを踏まえて令和5年度計画においては、「運行見直し後の状況考察」、「利用実態の把握」、「利便性の向上」などに関する事業を盛り込んでいる。</p> <p>このように、令和5年度計画、及び令和4年度評価における事業の今後の改善点を踏まえ、評価対象期間においては、公共交通ハンドブック(美並地域版)を用いた周知啓発のほか、巡回バスから八幡町及び美濃市までの乗り継ぎ案内を作成し、時刻表とともに地域内の各世帯へ配布し「利用促進」に努めた。乗り継ぎ案内には、便や停留所、発車時刻を書き込めるようにし、利用者個人に合わせた利用ガイドを作ることができるような仕様にした。このほか、市の公共交通施策全体のなかで、公共交通計画の策定を通じて「利用実態の把握」を行うとともに、「利便性の向上」に資する意見を聴取し、今後につなげる取り組みを実施した。</p>	A 計画どおり事業は適切に実施された。	B 【目標値】利用者1,000人 【実績値】利用者669人(66.9%) <運行回数>384回	<p>利用実績は、目標値に対して▲331人(約3分の2)と目標を大幅に下回る結果となり、目標達成には至らなかった。しかしながら、前年度と比較すると利用者は11.5%増加(+69人)となっており、幹線交通を除く市内路線バス全体の利用者が減少(▲3.7%)していることから考えると、利用状況は上向している。昨年度から微増した要因も含め、北ルートとあわせて、各種取組みを進めていく必要がある。</p> <p>上記の取組みも含め、毎年度の評価の過程で課題となった事項については、郡上市地域公共交通計画(令和5年度～令和9年度)の具体的な事業として適切に反映させるとともに、解決に向けた取組みを進めていく。</p>

<p>(有)八幡観光バス</p>	<p><運行系統名> 和良線 (運行区間) 祖師野上～郡上八幡駅～ 郡上市民病院前</p>	<p>高校生の利用促進のため、 実態に合わせたきめ細かな ダイヤ調整と、高校通学費 の負担軽減制度及び高校 入学説明会等を活用した鉄 道・バス連絡共通定期券の 積極的な周知を実施した。こ のほか、市の公共交通施策 全体のなかで、公共交通計 画の策定を通じて「利用実 態の把握」を行うとともに、 「利便性の向上」に資する意 見を聴取し、今後につなげる 取組みを実施した。</p>	<p>A 計画どおり事業は適切に実施さ れた。</p>	<p>B 【目標値】利用者6,600人 【実績値】利用者5,140人(77.9%) [和良線全体17,986人(87.3%)] <運行回数>606.0回 利用実績は、目標値に対して▲ 1,460人と目標を下回る結果とな り、目標達成には至らなかった。ま た、前年度比較においても、利用 者が▲5.4%(▲294人)と微減して おり、幹線交通を除く市内路線バ ス全体の利用者の減少が▲3.7%で あることと比較すると、利用者はや や落ち込んでいる状況である。当 該路線は、高校生の通学や高齢 者の通院などに必要な生活路線と して、一定の利用水準は保ってい ると考えられる。但し、高校生の通 学利用が大半を占めていることか ら、地域の生徒数に左右される傾 向があり、減少の主たる要因にな り得ることから、今後も生徒数の状 況について推移を見ていく必要が ある。</p>	<p>運転手不足や燃料・物価等高騰による 運行経費の増加など様々な課題はあ るものの、学生の通学や高齢者の通 院・買い物等における移動手段として 重要な路線であることから、きめ細や かなダイヤの調整をはじめとする効率 的な運行を進めていく。 両路線とともに高校生の人数や通学利 用の有無により乗車人数が左右される ことから、教育委員会や市内高校とも 連携し、利用促進を図っていく。具体 的には、通学費助成制度、鉄道・バス連 絡定期券、期間を定めた無料乗車体 験の実施などについて、高校入学説明 会等の場を利用し周知徹底を行う。 地域協議会などの全体的な協議の場 において、まちづくりと公共交通の課題 や将来的な構想について意見交換を 行い、より良い運行に向けて検討を進 めていく。 上記の取組みも含め、毎年度の評価 の過程で課題となった事項について は、郡上市地域公共交通計画(令和5 年度～令和9年度)の具体的な事業と して適切に反映させるとともに、解決 に向けた取組みを進めていく。</p>
<p>(有)八幡観光バス</p>	<p><運行系統名> 和良線 (運行区間) 方須下～郡上八幡駅～ 郡上市民病院前</p>	<p>高校生の利用促進のため、 実態に合わせたきめ細かな ダイヤ調整と、高校通学費 の負担軽減制度及び高校 入学説明会等を活用した鉄 道・バス連絡共通定期券の 積極的な周知を実施した。こ のほか、市の公共交通施策 全体のなかで、公共交通計 画の策定を通じて「利用実 態の把握」を行うとともに、 「利便性の向上」に資する意 見を聴取し、今後につなげる 取組みを実施した。</p>	<p>A 計画どおり事業は適切に実施さ れた。</p>	<p>B 【目標値】利用者14,000人 【実績値】利用者12,846人(91.8%) [和良線全体17,986人(87.3%)] <運行回数>1,314.5回 利用実績は、目標値に対して▲ 1,154人と目標を下回る結果とな り、目標達成には至らなかった。ま た、前年度比較においても、利用 者が▲6.4%(▲923人)と微減して おり、幹線交通を除く市内路線バ ス全体の利用者の減少が▲3.7%で あることと比較すると、利用者はや や落ち込んでいる状況である。当 該路線は、高校生の通学や高齢 者の通院などに必要な生活路線と して、一定の利用水準は保ってい ると考えられる。但し、高校生の通 学利用が大半を占めていることか ら、地域の生徒数に左右される傾 向があり、減少の主たる要因にな り得ることから、今後も生徒数の状 況について推移を見ていく必要が ある。</p>	<p>運転手不足や燃料・物価等高騰による 運行経費の増加など様々な課題はあ るものの、学生の通学や高齢者の通 院・買い物等における移動手段として 重要な路線であることから、きめ細や かなダイヤの調整をはじめとする効率 的な運行を進めていく。 両路線とともに高校生の人数や通学利 用の有無により乗車人数が左右される ことから、教育委員会や市内高校とも 連携し、利用促進を図っていく。具体 的には、通学費助成制度、鉄道・バス連 絡定期券、期間を定めた無料乗車体 験の実施などについて、高校入学説明 会等の場を利用し周知徹底を行う。 地域協議会などの全体的な協議の場 において、まちづくりと公共交通の課題 や将来的な構想について意見交換を 行い、より良い運行に向けて検討を進 めていく。 上記の取組みも含め、毎年度の評価 の過程で課題となった事項について は、郡上市地域公共交通計画(令和5 年度～令和9年度)の具体的な事業と して適切に反映させるとともに、解決 に向けた取組みを進めていく。</p>

<p>(有)八幡観光バス</p>	<p><運行系統名> 明宝線 (運行区間) 郡上明山～城下町プラザ～ 郡上八幡駅前</p>	<p>高校生の利用促進のため、 実態に合わせたきめ細かな ダイヤ調整と、高校通学費 要の負担軽減制度及び高校 入学説明会等を活用した鉄 道・バス連絡共通定期券の 積極的な周知を実施した。</p>	<p>A 計画どおり事業は適切に実施 された。</p>	<p>【目標値】利用者1,000人 【実績値】利用者1,436人 (143.6%) <運行回数>120.5回</p> <p>A 利用実績は、目標値を436人上 回り目標値を達成することがで きた。また、前年度比較におい ても、利用者が43.2%(+433人)増 加しており、幹線交通を除く市内 路線バス全体の利用者の減少 が▲3.8%であることと比較す ると、良好な利用状況となってい る。。但し、高校生の通学利用が 大半を占めていることから、地域 の生徒数に左右される傾向があ ることから、今後も生徒数の状況 について推移を見ていく必要が ある。</p>	<p>運転手不足や燃料・物価等高騰による 運行経費の増加など様々な課題はあ るものの、学生の通学における移動手 段として重要な路線であることから、き め細やかなダイヤの調整をはじめとす る効率的な運行を進めていく。 利用者数は、高校生の人数や通学利 用の有無により左右されることから、教 育委員会や市内高校とも連携し、利用 促進を図っていく。具体的には、通学 費助成制度、鉄道・バス連絡定期券、 期間を定めた無料乗車体験の実施な どについて、高校入学説明会等の場を 利用し周知徹底を行う。 また、地域内の自主運行バスを含めた モデルコースを検討し、シニアクラブな ど地元との懇談会を通じて利用促進を 図る。</p>
------------------	---	---	-------------------------------------	--	---

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	郡上市地域公共交通会議
評価対象事業名:	生活交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統確保維持計画)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>郡上市地域公共交通網形成計画(平成30年度～令和4年度)の全体方針である「安心して住み続けられる公共交通ネットワークの構築」を実現するため、以下の4つの基本方針のもと公共交通路線の見直し、改善をはじめ、環境整備、利用促進など様々な事業に取り組んできた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の事情に適した公共交通の確保 2. 高齢者等が安心して暮らせる公共交通の充実 3. 観光需要に対応した公共交通の充実 4. 持続可能な公共交通の推進 <p>令和5年度からは、網形成計画の全体方針を踏襲しつつ、新たに直面する課題に対応するため『郡上市地域公共交通計画(令和5年度～令和9年度)』を策定し、以下のとおり基本方針の見直しを行うとともに、必要な事業を推進している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. まちづくりと地域の実情を考えた移動手段の確保 2. 高齢者等が安心して暮らせる交通サービスの充実 3. 観光事業に対応した交通サービスの充実 4. 持続可能な公共交通の推進 <p>これからの地域公共交通は、利用者、交通事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、協力しあいながら確保・維持・改善を図っていくことが基本となる。このため、特に生活の基盤となる支線交通については、地域の特性や利用実態に対応した輸送体制を確立し、地域住民の理解と協力、参画を得ながら、限られた資源、財源を最大限活用する中で、持続可能な地域の移動手段となるよう引き続き必要な事業を展開していく。</p>

議案第 3 号

郡上市地域公共交通会議運賃協議会の設置に係る規程の制定及びこれに伴う郡上市地域公共交通会議要綱並びに郡上市地域公共交通会議幹事会規程の改正について

上記について、郡上市地域公共交通会議要綱第 2 条の規定により、協議を求める。

協議理由

道路運送法の改正に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について、協議会を設置し協議を行うことが規定されたため、郡上市地域公共交通会議に運賃協議会を設置すること及びこれに伴う規程の制定、及び現行の要綱並びに幹事会規程を改正することについて、協議を求めるもの。

「郡上市地域公共交通会議運賃協議会」の設置に係る規程の制定及びこれに伴う「郡上市地域公共交通会議要綱」並びに「郡上市地域公共交通会議幹事会規程」の改正について

1. 郡上市地域公共交通会議運賃協議会の設置について

(1) 設置理由

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の改正に伴い、従前、郡上市地域公共交通会議で行っていた協議運賃に関する協議について、改正法第 9 条第 4 項及び第 9 条の 3 第 3 項に規定された者のみで構成する協議会において協議を行う必要があることから、新たに郡上市地域公共交通会議運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を設置することとしたい。

なお、改正法では、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議会を設置し協議を行うことを規定しているが、市が運行する自主運行バス（自家用有償旅客運送）の運賃及び料金についても、事業者が運行する路線バス等の運賃の影響を受けることから、改正法に定めはないものの、運賃協議会において協議を行うものとする。

参考＜改正道路運送法（抜粋）＞

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条の 3

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者

三 当該営業区域を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

4 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(2) 運賃協議会の委員（案）

郡上市地域公共交通会議運賃協議会規程（案）第2条第1項の各号に規定する委員は、下記の委員を想定する。

運賃協議会規定第2条第1項に規定する委員	想定する委員（案）	人数	備考
(1) 市長又はその指名する者	市長公室長	1名	委員長
(2) 協議運賃を定めようとする旅客自動車運送事業者	該当する事業者	1名	
(3) 中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	1名	
(4) 市民又は利用者	原則として当該年度の幹事会委員以外	4～5名	
合計		7～8名	

※市が運行する自主運行バスの運賃及び料金について協議する場合は、(2)については、郡上市が該当する事業者となることから、(1)、(3)及び(4)の6～7名で協議を行う。

※運賃協議会は、協議の都度組織し、当該協議運賃が整った段階で解散する。

(3) 運賃協議会の会議

- ・会議は合議制とし、原則として公開とする。
- ・会議の経過及び結果は、郡上市地域公共交通会議へ報告する（承認は要しない）。

(4) 設置規程

別紙、資料3-2のとおり

2. 郡上市地域公共交通会議要綱の改正について

(1) 改正理由

上記「運賃協議会」の設置理由から、事業者路線バスの「運賃、料金等」及び自主運行バスの「旅客から収受する対価」については、郡上市地域公共交通会議本体ではなく運賃協議会の協議事項とする必要がある。このため、郡上市地域公共交通会議要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号及び第3号から運賃・料金等に関する事項を削除し、運賃・料金等の協議に限定した第4項を設け、第9条に運賃協議会を加えることで公共交通会議本体と運賃協議会それぞれの役割を明確にする。

また、要綱第2条第2号から「乗合」を削ることで、乗合（バス）のみならず乗用（タクシー）に関する協議が必要な場合にも対応できるようにする。

(2) 改正案

別紙、資料3-3（新旧対照表）及び3-4（改正後全文）のとおり

3. 郡上市地域公共交通会議幹事会規程の改正について

(1) 改正理由

運賃協議会の設置及びこれに伴う要綱の改正により、条ずれが生じることから、これに対応した改正を行う。

(2) 改正案

別紙、資料3-5（新旧対照表）及び3-6（改正後全文）のとおり

郡上市地域公共交通会議運賃協議会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、郡上市地域公共交通会議要綱（平成20年郡上市告示第83号）第9条の規定に基づく郡上市地域公共交通会議運賃協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- （1） 市長又はその指名する者
- （2） 協議運賃を定めようとする旅客自動車運送事業者
- （3） 中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- （4） 市民又は利用者の代表

2 委員の任期は、当該協議運賃に係る協議が終了するまでとする。

（会長）

第3条 協議会に会長を置き、前条第1項第1号に掲げる者をもってこれに充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

（協議会の会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長になる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 会議の議事は、出席委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議にあっては、非公開で行うものとする。

（協議結果等の取扱い）

第5条 協議運賃に係る協議が整った場合は、会長は、協議経過及び結果を郡上市地域公共交通会議に報告するものとする。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、郡上市市長公室企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 2 日から施行する。

郡上市地域公共交通会議要綱の一部改正（案）

下線部分改正

改正後	改正前
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項</p> <p>(3) 市が運営する有償運送の必要性に関する事項</p> <p><u>(4) 地域の実情に応じた適切な旅客運賃並びに料金及び市が運営する有償運送の旅客から収受する対価に関する事項</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、<u>会長が別に定める。</u></p> <p><u>(運賃協議会)</u></p> <p>第9条 <u>第2条第4号に定める事項を協議するため、交通会議に運賃協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 協議会を構成する委員は、交通会議の委員の中から会長が指名するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、交通会議の委員以外の者を協議会を構成する委員とすることができる。</u></p> <p><u>3 協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な<u>乗合</u>旅客運送の態様<u>及び運賃、料金等</u>に関する事項</p> <p>(3) 市が運営する有償運送の必要性<u>及び旅客から収受する対価</u>に関する事項</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p>

(経費の負担)	(経費の負担)
<u>第11条</u> 略	<u>第10条</u> 略
(監査)	(監査)
<u>第12条</u> 略	<u>第11条</u> 略
2・3 略	2・3 略
(財務に関する事項)	(財務に関する事項)
<u>第13条</u> 略	<u>第12条</u> 略
(交通会議が解散した場合の措置)	(交通会議が解散した場合の措置)
<u>第14条</u> 略	<u>第13条</u> 略
(その他)	(その他)
<u>第15条</u> 略	<u>第14条</u> 略

附 則

この告示は、令和6年1月12日から施行する。

○郡上市地域公共交通会議要綱（改正案）

平成20年 8 月 1 日告示第83号

改正

平成22年 2 月26日告示第12号

平成30年 3 月13日告示第33号

令和 5 年 4 月 1 日告示第71号

令和 年 月 日告示第 号

郡上市地域公共交通会議要綱

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、郡上市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

2 交通会議の事務所は、岐阜県郡上市八幡町島谷228番地郡上市役所内に置く。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の公共交通の推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (3) 市が運営する有償輸送の必要性に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客運賃並びに料金及び市が運営する有償輸送の旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条に定める計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (6) 交通計画に位置づけられた事業の実施及び評価に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第 3 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会の代表及び岐阜県タクシー協会の代表
- (4) 市民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 郡上警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験のある者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長 1 名を置き、第 3 条第 1 号に掲げるものが会長となり、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の会議)

第6条 交通会議の会議（以下、単に「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、交通会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議会)

第9条 第2条第4号に定める事項を協議するため、交通会議に運賃協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会を構成する委員は、交通会議の委員の中から会長が指名するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、交通会議の委員以外の者を協議会を構成する委員とすることができる。
- 3 協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、郡上市市長公室企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、郡上市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 交通会議に監事を2名置く。

- 2 監事は、会長が委員の中から指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、出納その他財務に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか交通会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年 8 月10日から施行する。

附 則（平成22年 2 月26日告示第12号）

この告示は、平成22年 2 月26日から施行する。

附 則（平成30年 3 月13日告示第33号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日告示第71号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 月 日告示第 号）

この告示は、令和 6 年 1 月12日から施行する。

郡上市地域公共交通会議幹事会規程新旧対照表

下線部分改正

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、郡上市地域公共交通会議要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定に基づく郡上市地域公共交通会議幹事会(以下「幹事会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 幹事会の庶務は、要綱第10条に規定する事務局において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、郡上市地域公共交通会議要綱第8条の規定に基づく郡上市地域公共交通会議幹事会(以下「幹事会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 幹事会の庶務は、要綱第9条に規定する事務局(以下「事務局」という。)において処理する。</p> <p>第8条 略</p>

附 則

この規程は、令和6年1月12日から施行する。

郡上市地域公共交通会議幹事会規程（改正案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、郡上市地域公共交通会議要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づく郡上市地域公共交通会議幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 幹事会は、次の者をもって組織する。

- （1）要綱第 3 条に定める委員のうち会長が指名する者
 - （2）前号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認めた者
- （役員）

第 3 条 幹事会に、幹事長及び副幹事長 1 名を置く。

- 2 幹事長は、幹事の互選により選任し、副幹事長は幹事のうちから幹事長が指名する。

（幹事会の会議）

第 4 条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は幹事長が必要に応じて召集する。

- 2 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、原則として公開とする。

（関係者の出席）

第 5 条 幹事長は、必要に応じて会議に関係者の出席、資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

（報告）

第 6 条 幹事長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

（庶務）

第 7 条 幹事会の庶務は、要綱第 10 条に規定する事務局において処理する。

（委任）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。

報告第 1 号

美並北ルート・美並南ルート及び美並美濃線バス停の名称変更について

報告内容

郡上市美並振興事務所の位置が、令和 6 年 2 月 13 日付で現在の美並庁舎から郡上市美並健康福祉センターさつき苑へ変更になることに伴い、自主運行バス美並北ルート・美並南ルート及び美並美濃線のバス停名称を次のとおり変更する。

変更後（令和 6 年 2 月 13 日以降）	現行（令和 6 年 2 月 12 日まで）
美並庁舎	さつき苑
旧庁舎前	美並庁舎前

変更理由等

市では、現在の美並庁舎の老朽化に伴い郡上市美並振興事務所の機能を郡上市美並健康福祉センターさつき苑へ複合化するため、令和 5 年第 5 回郡上市議会定例会において郡上市美並振興事務所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を上程し、令和 6 年 2 月 13 日からの施行が議決された。この関係条例には、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正が含まれており、内容は、美並美濃線の料金表の「さつき苑」を「美並庁舎」に、「美並庁舎」を「旧庁舎前」に改めるものとなっている。

なお、今後のスケジュールとして、条例の施行までに市において郡上市自主運行バス設置条例施行規則に規定する「美並北ルート・美並南ルート」及び「美並美濃線」の時刻表等を改正するとともに、現行のバス停表示及び路線案内（マップ等）についても、必要な修正を行うこととする（バス停の表示や路線案内等については、利用者の利便性も考慮し「美並庁舎」と「さつき苑」の併記も検討する）。

郡上市自主運行バス設置条例施行規則（改正案抜粋）

第1条～第18条 略

別表第1（第3条関係）

路線ごとの運行回数及び時刻表

美並北ルート

区分	月～金曜日	月・水・木曜日
乗降所	1	4
さつき苑 美並庁舎	7 : 55	15 : 15
美並総合案内所	7 : 56	15 : 16
相戸公民館	8 : 00	15 : 20
梅原	8 : 03	15 : 23
深戸公民館	8 : 07	15 : 27
深戸駅	8 : 08	15 : 28
門福手	8 : 11	15 : 31
くじ本公民館	8 : 13	15 : 33
三日市	8 : 18	15 : 38
赤池公民館	8 : 20	15 : 40
円山公民館	8 : 22	15 : 42
杉原公民館	8 : 28	15 : 48
野首踏切	8 : 32	15 : 52
上苺安公民館	8 : 33	15 : 53
ばんの内科	8 : 34	15 : 54
八幡信用金庫	8 : 35	15 : 55
美並ふるさと館前	8 : 44	16 : 04
平曾橋	8 : 46	16 : 06
森下橋	8 : 49	16 : 09
高原公民館	8 : 52	16 : 12
郡南中学校体育館	8 : 53	16 : 13
福野精米所	8 : 55	16 : 15
八木歯科医院	8 : 57	16 : 17
下苺安火の見	9 : 01	16 : 21
美並庁舎前 旧庁舎前	9 : 02	16 : 22
ばんの内科	9 : 03	16 : 23
美並総合案内所	9 : 05	16 : 25
さつき苑 美並庁舎	9 : 06	16 : 26
大矢元	9 : 07	16 : 27
美並庁舎前 旧庁舎前	9 : 10	16 : 30

区分	月～金曜日	月・水・木曜日
乗降所	2	3
美並庁舎前 旧庁舎前	10 : 25	13 : 15
大矢元	10 : 28	13 : 18
さつき苑 美並庁舎	10 : 29	13 : 19
美並総合案内所	10 : 30	13 : 20
ばんの内科	10 : 32	13 : 22
美並庁舎前 旧庁舎前	10 : 33	13 : 23
下苺安火の見	10 : 34	13 : 24
八木歯科医院	10 : 38	13 : 28
福野精米所	10 : 40	13 : 30
郡南中学校体育館	10 : 42	13 : 32
高原公民館	10 : 43	13 : 33
森下橋	10 : 46	13 : 36
平曾橋	10 : 49	13 : 39
美並ふるさと館前	10 : 51	13 : 41
八幡信用金庫	11 : 00	13 : 50
ばんの内科	11 : 01	13 : 51
上苺安公民館	11 : 02	13 : 52
野首踏切	11 : 03	13 : 53
杉原公民館	11 : 07	13 : 57
円山公民館	11 : 13	14 : 03
赤池公民館	11 : 15	14 : 05
三日市	11 : 17	14 : 07
くじ本公民館	11 : 22	14 : 12
門福手	11 : 24	14 : 14
深戸駅	11 : 27	14 : 17
深戸公民館	11 : 28	14 : 18
梅原	11 : 32	14 : 22
相戸公民館	11 : 35	14 : 25
美並総合案内所	11 : 39	14 : 29
さつき苑 美並庁舎	11 : 40	14 : 30

備考

- 1 国道156号区間以外のバス停間は、フリー乗降区間とする。
- 2 フリー乗降は、安全が確保できる場所とする。

美並南ルート

区分	月～金曜日	月・水・木曜日
	1	3
乗降所		
美並庁舎前 旧庁舎前	7 : 50	13 : 15
下荻安	7 : 51	13 : 16
八木歯科医院	7 : 53	13 : 18
慈恵中央病院	7 : 54	13 : 19
桂昌寺ぼたん園	7 : 56	13 : 21
南部体育館	7 : 59	13 : 24
大矢駅	8 : 01	13 : 26
下大矢踏切	8 : 04	13 : 29
黒地	8 : 11	13 : 36
勝原消防詰所	8 : 15	13 : 40
みなみ子宝温泉駅	8 : 16	13 : 41
道の駅美並	8 : 23	13 : 48
木尾	8 : 24	13 : 49
母野	8 : 27	13 : 52
木尾駅	8 : 30	13 : 55
八坂駅	8 : 36	14 : 01
根村消防詰所	8 : 39	14 : 04
根村北	8 : 40	14 : 05
吉田小学校前	8 : 43	14 : 08
下田中央	8 : 45	14 : 10
下田北	8 : 46	14 : 11
郡南中学校体育館	8 : 48	14 : 13
福野精米所	8 : 50	14 : 15
八木歯科医院	8 : 52	14 : 17
下荻安	8 : 55	14 : 20
美並庁舎前 旧庁舎前	8 : 56	14 : 21
ばんの内科	8 : 57	14 : 22
美並総合案内所	8 : 59	14 : 24
さつき苑 美並庁舎	9 : 00	14 : 25

区分	月～金曜日	月・水・木曜日
	2	4
乗降所		
さつき苑 美並庁舎	10 : 25	15 : 15
美並総合案内所	10 : 26	15 : 16
ばんの内科	10 : 28	15 : 18
美並庁舎前 旧庁舎前	10 : 29	15 : 19
下荻安	10 : 30	15 : 20
八木歯科医院	10 : 32	15 : 22
福野精米所	10 : 35	15 : 25
郡南中学校体育館	10 : 37	15 : 27
下田北	10 : 39	15 : 29
下田中央	10 : 40	15 : 30
吉田小学校前	10 : 42	15 : 32
根村北	10 : 45	15 : 35
根村消防詰所	10 : 46	15 : 36
八坂駅	10 : 49	15 : 39
道の駅美並	10 : 53	15 : 43
木尾	10 : 54	15 : 44
母野	10 : 57	15 : 47
木尾駅	11 : 00	15 : 50
勝原消防詰所	11 : 07	15 : 57
みなみ子宝温泉駅	11 : 08	15 : 58
黒地	11 : 13	16 : 03
下大矢踏切	11 : 20	16 : 10
大矢駅	11 : 22	16 : 12
南部体育館	11 : 24	16 : 14
桂昌寺ぼたん園	11 : 27	16 : 17
慈恵中央病院	11 : 29	16 : 19
八木歯科医院	11 : 31	16 : 21
下荻安	11 : 34	16 : 24
美並庁舎前 旧庁舎前	11 : 35	16 : 25

備考

- 1 国道156号区間以外のバス停間は、フリー乗降区間とする。
- 2 フリー乗降は、安全が確保できる場所とする。

美並美濃線

区分	月曜日・水曜日・木曜日			
	美濃市サピ一行		さつき苑行 美並庁舎行	
乗降所	1	2	3	4
さつき苑 美並庁舎	9 : 10	11 : 45	13 : 10	15 : 10
上市場	9 : 12	11 : 47	13 : 08	15 : 08
美並庁舎前 旧庁舎前	9 : 14	11 : 49	13 : 06	15 : 06
下荻安	9 : 15	11 : 50	13 : 05	15 : 05
福野	9 : 17	11 : 52	13 : 03	15 : 03
下田	9 : 18	11 : 53	13 : 02	15 : 02
根村	9 : 21	11 : 56	12 : 59	14 : 59
八坂	9 : 23	11 : 58	12 : 57	14 : 57
道の駅美並	9 : 26	12 : 01	12 : 54	14 : 54
木尾	9 : 27	12 : 02	12 : 53	14 : 53
母野	9 : 28	12 : 03	12 : 52	14 : 52
洲原	9 : 31	12 : 06	12 : 49	14 : 49
美濃市役所前	9 : 44	12 : 19	12 : 36	14 : 36
美濃病院	9 : 47	12 : 22	12 : 33	14 : 33
美濃市サピ一	9 : 50	12 : 25	12 : 30	14 : 30